

皆様の労働保険事務をお手伝いします。

(一社)三田労働基準協会の労働保険事務組合に加入しませんか！

○ 労働保険事務組合とは？

厚生労働大臣の認可を受け、事業主が行うべき労働保険の申告や計算などの事務処理を行う団体です。



○ 事務委託するメリット

- 1 煩雑な労働保険事務がなくなり、事務の簡素化と経費削減が図られます。
また、ハローワークや労働基準監督署へ行く手間が軽減されます。
- 2 労働保険料を3回に分割納付できます。
- 3 本来、労災保険の対象となっていない事業主や役員・家族従事者などの方も特別加入することができ、労働者と同様の労災保険給付を受けることができます。申請書はインターネットを使って、入手できます(裏面参照)。
- 4 労働保険に関する最新情報の入手でき、各種相談がいつでも気軽に相談できます。
更に、当協会の会員となることで、労務管理に関する情報を正確・迅速に得ることができます。

○ 事務委託ができる条件とは？

以下の業種と規模です。

- 1 金融・保険・不動産・小売業・飲食店で50人以下の事業
- 2 サービス業(清掃業・火葬業・と畜業・自動車修理業・機械修理業を除く)
- 3 1・2以外の事業(製造業等を含む)で300人以下の事業

○ 事務委託等についてのお問い合わせ

委託に際しては、当協会へ入会していただくこと、及び、委託手数料が必要になります(裏面参照)。詳しくは当協会にお問い合わせください。

一般社団法人 三田労働基準協会 労働保険事務組合担当あて
〒108-0014 港区芝4-4-5 Tel03-3451-0901

<http://www.mita-roukikyo.or.jp>

労働保険については次の厚生労働省資料をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/dl/040330-2b.pdf>

インターネットで入手できる特別加入関係様式

- ◇ 特別加入申請書（中小事業主等様式第34号の7、一人親方等 様式第34号の10）
- ◇ 特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等 様式第34号の8）
- ◇ 特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等 様式第34号の8）
- ◇ 給付基礎日額変更申請書（特別加入）〔特様式第2号〕

様式ダウンロード

三田労働基準協会ホームページトップページ ⇒ 労働関係資料欄の労働基準監督署届出書類「労災保険給付関係請求書等様式」⇒ 厚生労働省労災保険給付関係請求書等ダウンロード ⇒ 「まずは注意事項ご確認ください(クリック)」⇒ 注意事項を読んだ ⇒ **特別加入関係**

（一社）三田労働基準協会労働保険事務組合をご利用いただくに当たり必要となる費用

会 費

従業員数	会費(年額)	従業員数	会費(年額)
1名～5名	6,000円	31名～50名	11,000円
6名～10名	7,000円	51名～100名	12,000円
11名～20名	8,000円	101名～300名	17,000円
21名～30名	10,000円		

委託手数料

	労働者数	労災保険二元 (農林水産業・建設業等) (年額単価)	労災保険一元 (左記以外の事業) (年額単価)	雇用保険 (年額単価)
1	1～5人	<p>委託手数料は業種により、労災二元委託費用、又は、労災一元委託費用 + 雇用保険委託費用の各年額単価に、消費税額を加算した額となります。</p> <p>詳細につきましては(一社)三田労働基準協会、労働保険事務組合係 〒108-0014 港区芝4-4-5 電話 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692 URL : http://www.mita-roukikyo.or.jp address : info@mita-roukikyo.or.jp にお問い合わせください。</p>		
2	6～10人			
3	11～20人			
4	21～30人			
5	31～50人			
6	51～80人			
7	81～100人			
8	101～130人			
9	131～150人			
10	151～180人			
11	181～200人			
12	201～230人			
13	231～250人			
14	251～280人			
15	281～300人			
	特別加入者1名			